

平成 23 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 筑波銀行
代表者名 取締役頭取 木村興三
(コード：8338、東証第一部)
問合せ先 上席執行役員総合企画部長
木城 洋
(Tel. 029 - 859 - 8111)

定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社筑波銀行（取締役頭取 木村興三、本店：茨城県土浦市）は、平成 23 年 5 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 28 日開催予定の第 87 回定時株主総会、普通株主による種類株主総会、および第二種優先株主による種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

当行は、この度の東日本大震災において被災された中小企業等のお客様や、間接的に損害を被ったお客様に対して十分な金融仲介機能を果たし、震災復興に向けた取組みに対する支援を積極的に行なっていくため、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づく国の資本参加の検討に着手しております。

かかる国の資本参加の申請に備えて、第四種優先株式の発行を可能とする変更を主として、以下のような定款変更を行います。

- (1) 新たな種類株式を発行する場合に必要となる、第四種優先株式に関する規定を新設し、また、優先順位および除斥期間に関する条文に第四種優先株式を追加記載いたします。
なお、第四種優先株式の内容の一部については、定款では要綱のみを定め、詳細については、取締役会で定めることとしております。(変更案 第 2 章の 4 第四種優先株式 第 12 条の 13～第 12 条の 20、現行定款第 12 条の 22～第 12 条の 23 の変更案のとおり)
- (2) 平成 12 年に発行した第一種優先株式について、平成 22 年 11 月にその全部を消却しておりますので、当該優先株式に関する規定を全て削除いたします。(現行定款 第 2 章の 2 第一種優先株式 第 12 条～第 12 条の 9 の削除、現行定款第 12 条の 22～第 12 条の 23 の変更案のとおり)
- (3) 上記の変更に伴い、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）に、第四種優先株式の発行可能種類株式総数を新設し、第一種優先株式の発行可能種類株式総数についてはこれを削除いたします。また第二種優先株式については、発行済株式数が確定したため、これに合わせて発行可能種類株式総数を減少いたします。更に、第四種優先株式には普通株式への転換権が付与されているため、普通株式の発行可能種類株式総数を増加いたします。
全体の発行可能株式総数については、現時点で第四種優先株式の発行金額が未定であることなどから、法令で認められる範囲でこれを増加いたします。(変更案第 6 条のとおり)
- (4) その他所要の変更として、条数の変更、条数の変更にともなう引用条数の変更、今回新設する条文に合わせて文言を明確にするための修正を実施いたします。(現行定款第 12 条の 10～第 12 条の 23、対比する各変更案のとおり)

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 23 年 6 月 28 日（火）
定款変更の効力発生日	平成 23 年 6 月 28 日（火）

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>121,917,400株</u>とし、 普通株式の発行可能種類株式総数は <u>110,000,000株</u>、 <u>第一種優先株式の発行可能種類株式総数は</u> <u>958,700株</u>、 第二種優先株式の発行可能種類株式総数は <u>958,700株</u>、 第三種優先株式の発行可能種類株式総数は 10,000,000株 (新設) とする。</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 第一種優先株式</p> <p>第12条～第12条の9 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章の3 第二種優先株式</p> <p>(第二種優先期末配当金)</p> <p>第12条の10 当銀行は、定款第45条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第二種優先株式を有する株主（以下第二種優先株主という）または第二種優先株式の登録株式質権者（以下第二種優先登録株式質権者という）に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき年60円の期末配当金（以下第二種優先期末配当金という）を支払う。</p> <p>ただし、当該事業年度において第12条の<u>11</u>に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p>第12条の11～12 (省略)</p> <p>(議決権)</p> <p>第12条の13 第二種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。 ただし、第二種優先株主は、定時株主総会に優先配当金の額全部（優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、優先配当金の額全部（優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時よ</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>333,000,000株</u>とし、 普通株式の発行可能種類株式総数は <u>333,000,000株</u>、 (削除)</p> <p>第二種優先株式の発行可能種類株式総数は <u>709,500株</u>、 第三種優先株式の発行可能種類株式総数は 10,000,000株、 <u>第四種優先株式の発行可能種類株式総数は</u> <u>100,000,000株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 第二種優先株式</p> <p>(第二種優先期末配当金)</p> <p>第12条 当銀行は、定款第45条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第二種優先株式を有する株主（以下第二種優先株主という）または第二種優先株式の登録株式質権者（以下第二種優先登録株式質権者という）に対し、<u>普通株式を有する株主（以下普通株主という）</u>または<u>普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という）</u>に先立ち、第二種優先株式1株につき年60円の期末配当金（以下第二種優先期末配当金という）を支払う。</p> <p>ただし、当該事業年度において第12条の<u>2</u>に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第12条の2～3 (現行どおり)</p> <p>(議決権)</p> <p>第12条の4 第二種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。 ただし、第二種優先株主は、定時株主総会に<u>第二種優先期末配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）</u>の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、<u>第二種優先期末配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）</u>の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定</p>

現行定款	変更案
<p>り、優先配当金の額全部（優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。</p> <p>第 12 条の14～15 （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 2 章の 4 第三種優先株式 （第三種優先期末配当金）</p> <p>第 12 条の16 当銀行は、～（中間省略）～ ただし、当該事業年度において第 12 条の17に定める第三種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>2. （省略） 3. （省略）</p> <p>（第三種優先中間配当金）</p> <p>第 12 条の17 当銀行は、第 46 条に定める中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三種優先株式 1 株につき、優先期末配当金の額の 2 分の 1 を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（本定款において第三種優先中間配当金という）を支払う。</p> <p>（残余財産の分配）</p> <p>第 12 条の18 （省略）</p> <p>（議決権）</p> <p>第 12 条の19 第三種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。 ただし、第三種優先株主は、定時株主総会に優先配当金の額全部（優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、優先配当金の額全部（優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、優先配当金の額全部（優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。</p> <p>第 12 条の20～21 （省略）</p>	<p>時株主総会終結の時より、<u>第二種優先期末配当金</u>の額全部（<u>第二種優先中間配当金</u>を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。</p> <p>第 12 条の5～6 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 2 章の 3 第三種優先株式 （第三種優先期末配当金）</p> <p>第 12 条の7 当銀行は、～（中間省略）～ ただし、当該事業年度において第 12 条の8に定める第三種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>2. （現行どおり） 3. （現行どおり）</p> <p>（第三種優先中間配当金）</p> <p>第 12 条の8 当銀行は、第 46 条に定める中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三種優先株式 1 株につき、<u>第三種優先期末配当金</u>の額の 2 分の 1 を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（本定款において第三種優先中間配当金という）を支払う。</p> <p>（残余財産の分配）</p> <p>第 12 条の9 （現行どおり）</p> <p>（議決権）</p> <p>第 12 条の10 第三種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。 ただし、第三種優先株主は、定時株主総会に<u>第三種優先期末配当金</u>の額全部（<u>第三種優先中間配当金</u>を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、<u>第三種優先期末配当金</u>の額全部（<u>第三種優先中間配当金</u>を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、<u>第三種優先期末配当金</u>の額全部（<u>第三種優先中間配当金</u>を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。</p> <p>第 12 条の11～12 （現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章の4 第四種優先株式</p> <p style="text-align: center;">(第四種優先期末配当金)</p> <p>第12条の13 当銀行は、定款第45条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第四種優先株式を有する株主（以下第四種優先株主という）または第四種優先株式の登録株式質権者（以下第四種優先登録株式質権者という）に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される）に、第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭の期末配当金（以下第四種優先期末配当金という）を支払う。配当年率は、8%を上限とする。</p> <p>ただし、当該事業年度において第12条の14に定める第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>2. ある事業年度において第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第四種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3. 第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対しては、第四種優先期末配当金を超えて配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p style="text-align: center;">(第四種優先中間配当金)</p> <p>第12条の14 当銀行は、第46条に定める中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先期末配当金の額の2分の1を上限とする金銭（本定款において第四種優先中間配当金という）を支払う。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p>第 12 条の 15 当銀行は、残余財産を分配するときは、<u>第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式 1 株につき、第四種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を踏まえて第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。</u></p> <p>2. <u>第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>(議決権)</u></p> <p>第 12 条の 16 第四種優先株主は、<u>全ての事項について株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p><u>ただし、第四種優先株主は、(i)各事業年度終了後、当該事業年度に係る定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を行なう旨の決議がなされず、かつ、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、その定時株主総会より、又は(b)第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、その定時株主総会終結の時より、(ii)第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の取締役会決議または株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(株式の併合または分割、株式の割当てを受ける権利等)</u></p> <p>第 12 条の 17 当銀行は、<u>株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第四種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</u></p> <p>2. <u>当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第四種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u></p> <p>第12条の18 第四種優先株主は、次項に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して自己の有する第四種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は第四種優先株主がかかる取得の請求をした第四種優先株式を取得するのと引換えに、第3項に定める財産を当該第四種優先株主に対して交付するものとする。</p> <p>2. 前項における取得を請求することができる期間は、第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間（以下取得請求期間という）とする。</p> <p>3. 当銀行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株主が取得の請求をした第四種優先株主に第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される）を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取り扱う。</p> <p>4. 取得価額は、当初、当銀行の普通株式の時価を基準として第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当銀行は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。</p>
(新設)	<p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p>第12条の19 当銀行は、第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第四種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を第四種優先株主に対して交付するものとする。なお、第四種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</p> <p>2. 当銀行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式の払込金額相当額を踏まえて第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</p>

